

東京都公安委員会告示第 2611 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 6 月 18 日

東京都公安委員会

記

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
別添のとおり
- 2 送達する書類の名称
別添のとおり
- 3 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前 2 の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都豊島区要町3丁目58-12 コワン101 山下 郁男	放置違反金納付命令書 (第 30-101-260217-408562)
東京都中央区銀座1丁目23-10-714 館山 欽一	放置違反金納付命令書 (第 30-106-260320-408117)
東京都港区芝浦1丁目8-3-304 渡邊 輝雄	放置違反金納付命令書 (第 30-108-260213-418047)
東京都練馬区高野台4丁目10-4 FUSION TAKANODAI 401 須貝 美緒	放置違反金納付命令書 (第 30-223-260204-417417)
東京都渋谷区代々木2丁目23-1 株式会社 アイメディカル	放置違反金納付命令書 (第 30-332-260201-201263)
茨城県鉾田市梶山1301-12 GS Enterprise 合同会社	放置違反金納付命令書 (第 30-440-260404-402085)
茨城県鉾田市梶山1301-12 GS Enterprise 合同会社	放置違反金納付命令書 (第 30-440-260423-438421)
東京都板橋区富士見町20-12-420 井原 美鈴	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260121-416063)
東京都板橋区舟渡2丁目11-17-701 新山 諒汰	放置違反金納付命令書 (第 30-560-260319-201871)
神奈川県川崎市中原区今井仲町18-46-202 アビス武蔵小杉 佐伯 正義	放置違反金納付命令書 (第 30-660-260123-413632)
神奈川県横浜市中区伊勢佐木町1丁目6-5-3F 翔峰商事株式会社	放置違反金納付命令書 (第 30-660-260309-408545)
大阪府大阪市北区西天満5丁目12-12 有限会社 スミス	放置違反金納付命令書 (第 30-894-260209-433015)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

徳島県徳島市秋田町1丁目50 有限会社 Pacific Investment	督促状 (第 30-108-251211-204592)
東京都港区芝3丁目2-11-305 株式会社 TIA agency	督促状 (第 30-109-260210-424133)
東京都中野区沼袋1丁目14-10-303 大内 颯	督促状 (第 30-217-260219-406071)
東京都中央区日本橋浜町3丁目3-1-4103 石塚 みゆき	督促状 (第 30-325-260126-203362)
東京都狛江市和泉本町4丁目2-13 株式会社 レンジニアス	督促状 (第 30-331-260118-208344)
東京都町田市木曽東1-48-44 株式会社 HIMAWARI	督促状 (第 30-332-251107-105624)
東京都千代田区内神田2丁目12-11-5F 株式会社 エス	督促状 (第 30-333-251219-202270)
東京都国立市谷保7161-4 クレアドール101 畠中 瑛	督促状 (第 30-436-260214-423270)
埼玉県川口市西川口1-30-20 泰合ビル401 明昇メイト株式会社	督促状 (第 30-437-260109-201426)
東京都中央区勝どき5丁目3-1 株式会社 Growth	督促状 (第 30-438-260205-205438)
東京都練馬区東大泉6丁目12-19-101 合同会社サンクス	督促状 (第 30-550-260205-204671)
愛知県名古屋市瑞穂区船原町1丁目14 株式会社 lusso35Auto	督促状 (第 30-554-260122-422030)
愛知県名古屋市瑞穂区船原町1丁目14 株式会社 lusso35Auto	督促状 (第 30-554-260125-407191)
愛知県名古屋市瑞穂区船原町1丁目14 株式会社 lusso35Auto	督促状 (第 30-554-260128-407192)
愛知県名古屋市瑞穂区船原町1丁目14 株式会社 lusso35Auto	督促状 (第 30-554-260130-438380)
愛知県名古屋市瑞穂区船原町1丁目14 株式会社 lusso35Auto	督促状 (第 30-554-260203-409431)
愛知県名古屋市瑞穂区船原町1丁目14 株式会社 lusso35Auto	督促状 (第 30-554-260204-438404)
東京都板橋区高島平3丁目11-5-110 中尾 陽一	督促状 (第 30-559-260302-203387)
東京都中央区日本橋浜町3丁目3-1-4103 石塚 みゆき	督促状 (第 30-772-260112-201235)
千葉県船橋市北本町2丁目42-1-103 株式会社 城東建装	督促状 (第 30-778-251017-101532)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。